

時間外労働 休日労働に関する協定届

労働保険番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">2</td><td style="width: 20%;">7</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">7</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">6</td><td style="width: 20%;">7</td><td style="width: 20%;">6</td><td style="width: 20%;">7</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;"> </td><td style="width: 20%;"> </td><td style="width: 20%;"> </td><td style="width: 20%;"> </td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">都道府県</td><td style="font-size: 8px;">所轄</td><td style="font-size: 8px;">支庁</td><td colspan="4" style="font-size: 8px;">基本番号</td><td colspan="4" style="font-size: 8px;">社番号</td><td colspan="4" style="font-size: 8px;">併 合事業番号</td> </tr> </table>	2	7	1	0	7	1	1	6	7	6	7	0	0	0					都道府県	所轄	支庁	基本番号				社番号				併 合事業番号			
2	7	1	0	7	1	1	6	7	6	7	0	0	0																					
都道府県	所轄	支庁	基本番号				社番号				併 合事業番号																							
法人番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">3</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">2</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">3</td><td style="width: 20%;">5</td><td style="width: 20%;">4</td><td style="width: 20%;">9</td><td style="width: 20%;">0</td> </tr> </table>	3	1	2	0	0	0	1	1	3	5	4	9	0																				
3	1	2	0	0	0	1	1	3	5	4	9	0																						

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間				
製造業務請負業・労働者派遣事業	株式会社総合請負サービス 大阪営業所	大阪市淀川区十八条3丁目9番35号 秀幸第二倉庫 2号室 電話番号：06-6395-0051				2020年1月1日から1年間				
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満16歳以上の者〕	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間					
					1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
① 下記②に該当しない労働者	受注の集中 臨時の受注、納期変更	技術技能職 技術技能職	50 50	8時間 8時間	4時間 4時間	45時間 45時間	360時間 360時間	360時間 360時間	2020年1月1日 (年月日)	
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満16歳以上の者〕	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
	受注の集中 臨時の受注、納期変更	技術技能職 技術技能職	50 50	土日祝日 土日祝日	1か月に2日 1か月に2日		9:00~18:00 9:00~18:00			
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>										

協定の成立年月日 2019年 12月 18日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 選挙により

2019年 12月 20日

淀川 労働基準監督署長殿

職名 一般職
氏名 木田 勇久

使用者 職名 代表取締役
氏名 石津 剛



時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)				
			延長することができる時間		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	2020年1月1日			
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
製品トラブル・大規模なクレーム対応	技術技能職	50	6時間		6回	80時間	100時間	35%	720時間		35%	
機械トラブルへの対応	技術技能職	50	6時間		6回	80時間	100時間	35%	720時間		35%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続			労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置			(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定 職場での時短対策会議の開催								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)												



協定の成立年月日 2019年 12月 18日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 一般職
氏名 太田 陽久

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(選挙により

2019年 12月 20日

使用者 職名 代表取締役
氏名 石津 剛


淀川 労働基準監督署長殿



時間外労働 休日労働に関する協定届

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

労働保険番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">2</td><td style="width: 20%;">7</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">7</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">6</td><td style="width: 20%;">7</td><td style="width: 20%;">6</td><td style="width: 20%;">7</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;"> </td><td style="width: 20%;"> </td><td style="width: 20%;"> </td><td style="width: 20%;"> </td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">都道府県</td><td style="font-size: 8px;">市町村</td><td style="font-size: 8px;">支庁</td><td colspan="4" style="font-size: 8px;">基本番号</td><td colspan="4" style="font-size: 8px;">種別</td><td colspan="4" style="font-size: 8px;">第1種事業場番号</td> </tr> </table>	2	7	1	0	7	1	1	6	7	6	7	0	0	0					都道府県	市町村	支庁	基本番号				種別				第1種事業場番号			
2	7	1	0	7	1	1	6	7	6	7	0	0	0																					
都道府県	市町村	支庁	基本番号				種別				第1種事業場番号																							
法人番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">3</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">2</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">0</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">1</td><td style="width: 20%;">3</td><td style="width: 20%;">5</td><td style="width: 20%;">4</td><td style="width: 20%;">9</td><td style="width: 20%;">0</td> </tr> </table>	3	1	2	0	0	0	1	1	3	5	4	9	0																				
3	1	2	0	0	0	1	1	3	5	4	9	0																						

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間				
製造業務請負業・労働者派遣事業	株式会社総合請負サービス 茨城営業所	茨城県土浦市虫掛3476番地2 虫掛倉庫D 電話番号: 029-879-7070	2020年1月1日から1年間				
時間外労働			延長することができる時間				
			1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日) 2020年1月1日		
			法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
① 下記②に該当しない労働者	受注の集中 臨時の受注、納期変更	技術技能職 技術技能職	15 15	8時間 8時間	4時間 4時間	45時間 45時間	360時間 360時間
② 1年単位の變形労働時間制 により労働する労働者							
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	受注の集中 臨時の受注、納期変更	技術技能職 技術技能職	15 15	土日祝日 土日祝日	1か月に2日 1か月に2日	9:00~18:00 9:00~18:00	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)							

協定の成立年月日 2019年 12月 18日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (選挙により

2019年 12月 20日

土浦労働基準監督署長殿

職名 一般職
氏名 荒川洋之



使用者 職名 代表取締役
氏名 石津 剛



時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数		限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	2020年1月1日	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率
製品トラブル・大規模なクレーム対応	技術技能職	15	6時間		6回	80時間	100時間	35%	720時間		35%
機械トラブルへの対応	技術技能職	15	6時間		6回	80時間	100時間	35%	720時間		35%
限度時間を超過して労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定 職場での時短対策会議の開催									
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>											



協定の成立年月日 2019年 12 月 18 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

一般職
荒川 洋之



協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (選挙により

2019年 12 月 20 日

使用者

職名 代表取締役
氏名 石津 剛

